監査報告書添付欄
（消印してはならない）

（備考）
外部監査及び内部監査の両方を受けている場合には、この順序で添付すること。

事業報告及び計算書類並びに
それぞれに係る附属明細書添付欄
（消印してはならない）

（備考）
事業報告、事業報告に係る附属明細書、計算書類及び計算書類に係る附属明細書を、この順序で添付すること。